

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

厚生年金関係 21 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年2月8日に、資格喪失日に係る記録を同年3月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月8日から同年3月4日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和48年2月8日から同年3月4日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、B社を退職後、公共職業安定所の紹介により、A社に入社し、検査の仕事をしていた。提出した給料支払明細書により、給与支給額から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、昭和48年2月8日から同年3月3日までの期間に、A社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立期間に申立人は同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和48年2月分の給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書における給与総支給額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和35年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年2月4日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から25年10月31日まで
② 昭和35年2月1日から同年2月4日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C事業所内にあったD事業所又はE事業所に勤務していた申立期間①について、加入記録が無いことが判明した。

しかし、申立期間①において、「F」姓を名乗り、A社C事業所に勤務し、資材の出し入れを行っていたことは間違いないので、同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、年金記録確認地方第三者委員会事務室から、私の記録と考えられる、申立期間②に係るG社における被保険者記録が見つかった旨の連絡を受けた。

当該被保険者記録では、生年月日が、昭和6年*月*日となっており、私の生年月日と異なっているものの、H都道府県へ出稼ぎに行っていた時の記録に間違いないので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る厚生年金保険の加入記録について調査したところ、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、資格取得日が昭和35年2月1日、資格喪失日が同年2月4日、生年月日が6年*月*日で、基礎年金番

号に未統合となっている「I氏」名義の被保険者記録があることが判明した。

このことについて、申立人に確認したところ、申立人は、昭和27年にJ社を退職した後、H都道府県へ出稼ぎに行き、G社に勤務していたとしており、申立期間②当時、名前に「K」の文字を使用していたことがあり、現在も使用することがあるとしているほか、同社で、溶接工として数か月間、同社の工事現場に勤務していたとしている。

また、G社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年2月1日に被保険者資格を取得した同僚10人のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち、2人から、申立人について記憶していないものの、勤務場所はH都道府県内の工事現場であった旨の証言が得られ、申立人の主張と一致していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、上記「I氏」の生年月日は、申立人の生年月日である昭和5年*月*日に酷似している。

これらを総合的に判断すると、上記「I氏」名義の申立期間②に係る被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記「I氏」の昭和35年2月の厚生年金保険被保険者記録から、1万6,000円であると認められる。

2 申立期間①について、B社に照会したところ、申立人の勤務については、書類が残存していないため、確認できない旨のほか、坑内員でない者の厚生年金保険加入の取扱いについては、不明である旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、申立人が、昭和26年12月9日に被保険者資格を取得し、27年8月20日に被保険者資格を喪失したことが確認できるJ社の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の氏名は、その主張どおり、「L氏」であったことが確認できることから、B社から、申立期間当時、申立人が主張するD事業所及びE事業所は無く、M事業所、N事業所、O事業所、P事業所、Q事業所があった旨の回答が得られたことから、A社における上記5事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、「L氏」及び「R氏」の名前は無い。

さらに、申立期間の申立人の住所地及びB社の回答から、申立人が勤務していたのは、A社O事業所であったと考えられるものの、申立人は、自身と同じ職務内容の同僚の名前を記憶していない上、申立期間に、同社同坑において、厚生年金保険の被保険者資格を有していた5人は、連絡先が不明又は既に他界しているため、照会することができない。

加えて、A社は既に解散している上、当時の代表者は連絡先が不明であ

るため、照会することができない。

このほか、申立人が申立期間に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係るA社における標準報酬月額について、平成10年9月から11年5月までを41万円、同年7月から12年6月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月1日から同年9月1日まで
② 平成10年9月1日から11年6月1日まで
③ 平成11年6月1日から同年7月1日まで
④ 平成11年7月1日から12年7月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成10年8月1日から12年7月21日までの期間の標準報酬月額が、給与明細書の給与額に対応する標準報酬月額より低くなっていることが判明した。納得できないので、給与額に相当する標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②のうち、平成10年9月から同年12月までの期間及び11年2月から同年5月までの期間について、申立人から提出されたA社の給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額に対応する保険

料額（標準報酬月額 41 万円相当）が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額の給与（標準報酬月額 41 万円相当）を受けていることが確認できる。

また、給与明細書が無い平成 11 年 1 月については、その前後の月の控除額及び給与支給額から、標準報酬月額 41 万円に相当する保険料が控除され、標準報酬月額 41 万円に相当する給与を受けていたものと推認できる。

さらに、申立期間④のうち、平成 11 年 7 月から 12 年 4 月までの期間について、申立人から提出された A 社の給与明細書により、オンライン上の標準報酬月額より高い額に対応する保険料額（標準報酬月額 34 万円相当）が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額の給与（標準報酬月額 34 万円相当）を受けていることが確認できる。

加えて、給与明細書が無い平成 12 年 5 月及び同年 6 月については、同年 4 月の控除額から、標準報酬月額 34 万円に相当する保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間②及び④の標準報酬月額については、給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成 10 年 9 月から 11 年 5 月までを 41 万円、同年 7 月から 12 年 6 月までを 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はオンライン記録における標準報酬月額に基づいた額を納付していたと認めていることから、事業主は、給与明細書において確認及び推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。
- 4 申立期間③について、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年11月26日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年4月から同年9月までを18万円、同年10月を19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月12日から同年11月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成3年4月12日から同年11月26日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社の離職年月日は平成3年11月25日であることが確認できる上、同僚二人から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していた旨の証言が得られた。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格記録について、当初、平成3年10月1日付けで標準報酬月額の算定処理が行われていたところ、4年3月10日付けで算定処理が取り消されている上、3年4月12日まで遡^{そきゆう}及して被保険者資格喪失日が訂正され、同社は同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人同様、資格喪失日が遡って訂正されている者が5人いることが確認でき、かつ、当該記録訂正前の処理及び同僚の証言から、申立期間において、A社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、上記のよ

うな記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である平成3年11月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録から、平成3年4月から同年9月までは18万円、同年10月は19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年10月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月19日から29年3月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和28年10月19日から29年3月1日までの期間について、記録が無いことが判明した。手元の厚生年金基金の資料では、資格取得日は昭和28年10月19日となっており、厚生年金保険の被保険者期間も505月となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局からの申立人に係る雇用保険被保険者記録についての回答、申立人から提出された「C厚生年金基金加入員証」(写)、「年金額試算回答表」並びにB社から提出された申立人の退職に関する稟議書及び退職金計算書により、申立人がA社に、昭和28年10月19日に入社したことが確認できる。

また、B社及びD企業年金基金からの回答並びに同僚の雇用保険被保険者記録における資格取得日と厚生年金保険の資格取得日がほぼ一致していることから判断すると、申立人は、申立期間に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿における申立人の昭和29年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 21 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、21 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 22 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 21 万 4,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、21 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（21 万 4,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 23 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、23 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 23 万 9,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 23 万 2,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（23 万 2,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 13 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、13 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 14 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 13 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、13 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることか

ら、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（13万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 12 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 13 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 12 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（12 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 15 万 4,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 15 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 13 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、13 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 14 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 13 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、13 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（13 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 12 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、12 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 12 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（12 万 5,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 12 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 13 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 12 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（12 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 17 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、17 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 18 万 2,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 17 万 7,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、17 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（17 万 7,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 12 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 13 万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 12 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（12 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 38 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、38 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 39 万 4,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 38 万 4,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、38 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（38 万 4,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 35 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、35 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 36 万 8,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 35 万 9,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、35 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（35 万 9,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 35 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、35 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 36 万 1,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 35 万 2,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、35 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（35 万 2,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額2万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月10日

A社から、平成17年8月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成17年8月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額3万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額2万9,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（2万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 26 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、26 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

A 社から、平成 17 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 17 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額 27 万 4,000 円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 26 万 7,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、26 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（26 万 7,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額2万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月10日

A社から、平成17年8月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成17年8月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額3万円に見合う賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額2万9,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（2万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年11月から61年3月まで
厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、国民年金の加入手続を欠かさず行い、国民年金保険料を納付してきた。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、共済組合員との婚姻（昭和58年9月）による任意加入期間であり、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和60年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金に再加入した形跡が認められず、事実、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」にも、申立人が申立期間において国民年金被保険者を有していた旨の記載が無いことから、申立期間当時、申立人に対し、納付書が発行されとは考え難く、申立人が保険料を納付することはできないため、申立内容に信憑性が認められない。

さらに、申立人の主張どおり、申立期間において任意加入の手続を行っていた場合、第3号被保険者資格移行の手続日は、資格取得日である昭和61年4月21日前後となるところ、オンライン記録により、申立人に係る第3号被保険者資格取得手続の処理日は、同年11月8日であることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もつかえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から52年6月まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。
昭和49年12月に会社を退職後、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、郵便局において保険料を納付していた。
このため、申立期間の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が国民年金に任意加入した時期は、昭和52年7月9日であることが確認できる上、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和49年4月）による任意加入期間であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、制度上、さかのぼって国民年金の加入手続及び保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和49年12月に会社を退職後、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号番号については、申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される「*」から始まる番号となるべきにもかかわらず、申立人が所持する国民年金手帳は、B社会保険事務所（当時）管内の市町村に払い出される「*」から始まる番号であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料が未納となっていることが判明した。
会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、保険料を納付していたはずである。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市区町村へ転居（昭和60年5月）してすぐに、市町村役場において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の20歳の強制加入者の国民年金手帳記号番号の資格取得日から、昭和61年5月12日以降と考えられ、事実、申立人が所持している年金手帳は、国民年金記録の被保険者種別において「3号A」が丸印で囲まれていることが確認できることから、61年4月に法律改正が行われた以降に発行されたものであると推認でき、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、上記の理由により、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和61年5月12日以降と考えられ、この時点では、少なくとも厚生年金被保険者との婚姻による任意加入期間であった60年5月から61年3月までの期間について、制度上、納付書は発行されず、さかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の主張どおり、申立期間において任意加入の手続を行っていた場合、第3号被保険者資格移行の手続日は、昭和61年4月前後となるところ、オンライン記録により確認できる第3号被保険者資格の取得手続の処理日は、同年7月21日であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について、1月当たり1万3,110円であったと主張しているが、昭和60年度の保険料額は1月当たり6,700円であり、相違している。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から61年3月まで
昭和53年5月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。夫が公務員なので、保険料を納付しないと夫に請求が行くと思ひ、第3号被保険者になるまで未納なく納付していた。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、共済組合員との婚姻（昭和52年4月）による任意加入期間であり、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、納付書が発行されないことから、保険料を納付することはできない。

また、申立人の主張どおり、申立期間の保険料を納付していた場合、第3号被保険者資格移行の処理日は、昭和61年4月1日前後となるべきところ、オンライン記録により確認できる処理日は、同年6月2日であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、昭和54年11月29日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失し、61年4月1日に「3号-B」の資格を取得していることが確認できる上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても、54年11月29日の国民年金任意加入被保険者資格の喪失について、55年1月に行政側が確認した事実が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1086

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から5年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間当時は、学生であったが、平成3年4月から、学生についても国民年金に強制加入となったため、国民年金に加入した。

申立期間については、時効になる前に、A市区町村役場において、何回かに分けて保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号により、平成5年8月ころであると考えられ、事実、オンライン記録により、申立人は、国民年金に加入した平成5年度の保険料については、学生であったことによる申請免除を行っているものの、この時点において、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間当時、申立人の居住地であったA市区町村役場に照会したところ、過年度納付書の発行について、被保険者からの希望がある場合に限り、社会保険事務所（当時）に依頼していたとの回答が得られ、事実、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各19人の被保険者のうち、保険料を過年度納付したことが確認できる被保険者は7人であり、そのうちの6人については、過年度納付書が発行されていることが確認できる。しかしながら、申立人は、申立期間の保険料に係る過年度納付書の発行を希望した記憶が無く、申立期間の保険料の納付場所についても、当委員会の調査段階において、大学の所在地であるB市区町村から、実家があり、住

民登録されていたA市区町村に変更するなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について、その記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する平成3年4月以降の時点では、特例納付制度が存在しないため、申立期間の一部の保険料を納付することはできない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1087

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から50年3月まで
ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、A市区町村において国民年金に加入し、継続して保険料を納付していたはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和50年6月ころであると考えられ、この時点では、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和50年6月ころであると考えられることから、申立期間について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 8 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に引き下げられている旨の回答を受けた。

申立期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 11 年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 12 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 13 年 8 月までは 47 万円、同年 9 月は 59 万円、同年 10 月から 14 年 4 月までは 56 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 14 年 10 月 1 日より後の同年 11 月 12 日付けで、8 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から督促がきていたとしているほか、同事務所職員の来訪を受け、標準報酬月額の引き下げにより保険料の滞納分について減額できる旨の説明を受け、後日、その手続を行ったと思う旨を主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減

額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。